

監査第 46 号

平成24年8月17日

四日市市長 田 中 俊 行 様

四日市市監査委員 伊 藤 晃

同 廣 田 正 文

同 中 川 雅 晶

同 川 村 高 司

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、算定された平成23年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

平成 23 年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 24 年 7 月 26 日から平成 24 年 8 月 15 日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から審査に付された平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

4 審査の結果

（1）総括

審査に付された平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

（単位：％）

比 率	平成 22 年度		平成 23 年度	
	早期健全化基準	財政再生基準	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率			11.25	20.0
連結実質赤字比率			16.25	30.0
実質公債費比率	16.4	14.7	25.0	35.0
将来負担比率	118.9	89.0	350.0	

（注）1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「-」で表示される。

2 連結実質赤字比率の財政再生基準は、平成 23 年度決算からは 30%となっている。

3 実質公債費比率は、18%を超えると市債発行は許可制となる。

4 将来負担比率について財政再生基準はなく、350%を超えると財政健全化計画を作成しなければならない。

5 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている。

(2) 各比率について

実質赤字比率について

実質赤字額は前年度に引き続き発生していない。

連結実質赤字比率について

連結実質赤字額は前年度に引き続き発生していない。

実質公債費比率について

実質公債費比率は、前年度と比べ1.7ポイント改善され、14.7%となっており、減少傾向にある。また、法令に定められる市債発行の許可制基準である18.0%も前年度に引き続き下回っている。

将来負担比率について

将来負担比率は、前年度と比べ29.9ポイント改善され、89.0%となっており、減少傾向にあるとともに、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 意見

今回、算定した健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、特に実質公債費比率及び将来負担比率において、公債費、将来負担額を減少させたことは評価できる。

実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも良化傾向にあるものの、全国の市町村平均（平成22年度）の10.5%、79.7%と比較すると、依然として高い水準にある。

また、早期健全化基準諸比率は、異常事態における値であり、本市の実態からは乖離している。したがって、市の実態を勘案した「市独自のより厳しい目標値」を設定して、行政経営の改善に活用することを検討されたい。

市債残高については、毎年度の公債費負担が一般会計等に与える影響を評価し、適正な水準を算定した上で、計画的な削減に努められたい。

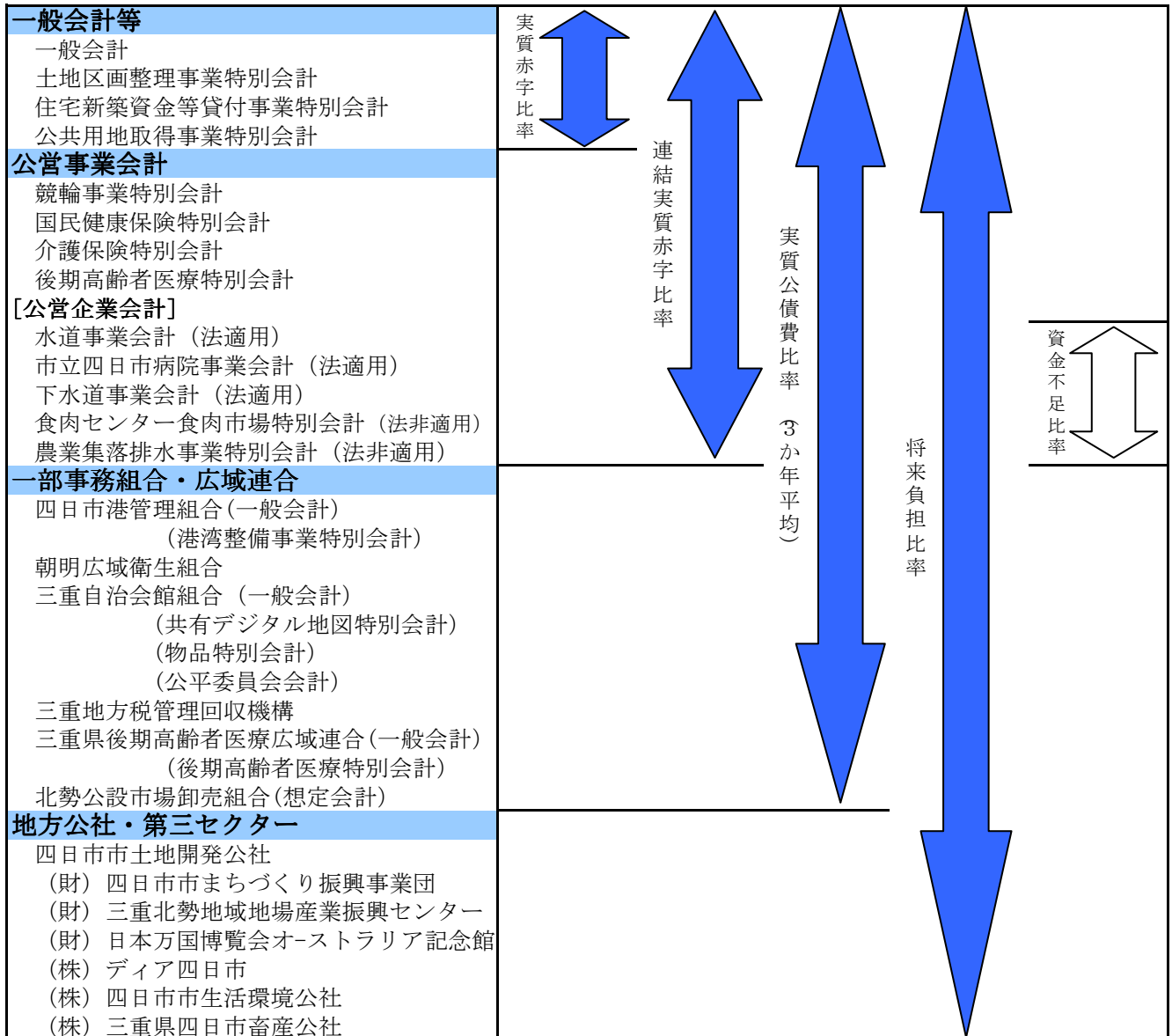
現在の方針である「市債の新規発行額は元金償還額以内とする」とした基本的な考え方を尊重し、財政規律を守ることは重要である。同時に、市民から求められる行政サービス水準の維持に応えられる起債の規模、タイミングを検討して、

より効果的な起債を行うよう要望する。

市債、企業債の残高をはじめとする将来負担額の「半分近くは一般会計以外」の会計で構成されており、特別会計、公営企業会計等の決算状況を常に把握し、将来の負担を着実に減少させるなど諸取組みに適切に生かせるよう努力されたい。

これまでの財政運営によって健全化が図られてきているが、決算において「1年間の取組みを良化・悪化要因として分析」するなどして、市民の皆様が市職員の活動や環境変化の影響等をより分かりやすく理解していただけるよう決算説明を改善、工夫されたい。

財政健全化判断比率等の対象となる会計



は、各指標の対象となる会計の範囲を示している。

健全化判断比率等の算定式

対象:財政健全化審査

◆実質赤字比率

【定義】 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

◆連結実質赤字比率

【定義】 全会計(一般会計等+公営事業会計)を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

◆実質公債費比率

【定義】 一般会計等が負担する公債費及び準公債費の標準財政規模に対する比率(3か年平均)

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

◆将来負担比率

【定義】 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$